

青森県報

第六百三十七号

令和五年
七月十八日
(火曜日)

目次

告 示

- 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉課) ……
- 特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出……………(同) ……
- 国土調査の指定……………(農村整備課) ……
- 土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……

告 示

青森県告示第四百五十四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
------	-----	--------	----	------	-----	---------	----

〇二五〇 一六七	令和 四・六二六	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大 字野田二 丁目二の二	健生訪問 看護士 シヨス ンテ ンたま ングホ ムたま	弘前市大 字向外瀬 字豊田二 九二の一	令和 四・六二六	看護小規 模多機能 型居宅介 護
-------------	-------------	--------------------	-----------------------	---	------------------------------	-------------	---------------------------

青森県告示第四百五十五号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の六第二項の規定により、次の登録特定行為事業者から特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があったので、同法附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。

令和五年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	登録失効年月日	備考
〇三〇〇 一五三	八戸医療生 活協同組合	八戸市類家 五丁目三八 の二〇	生協ヘル パーステ ーション	八戸市類家 五丁目三八 の二〇	令和 四・六一	訪問介護
〇三〇〇 一五六	津軽保健生 活協同組合	弘前市大 字野田二 丁目二の二	健生介護セ ンター虹	弘前市大 字向外瀬 字豊田二 九二の一	令和 四・六二六	認知症対応 型共同生活 介護

青森県告示第四百五十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、令和五年七月十一日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

令和五年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

調査を行う者の名称	調査地 域	調査期間
青森市	中佃二丁目の一部、中佃三丁目の一部	令和五年七月十一日から令和六年三月三十一日まで
平川市	猿賀浅井の一部、猿賀池上の一部、猿賀石林の一部、猿賀遠林の一部、猿賀平塚の一部	令和五年七月十一日から令和六年九月三十日まで

青森県告示第四百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 起業者の名称
三戸町
- 二 事業の種類
(仮称) まちなか第一団地整備事業
- 三 起業地
1 収用の部分
青森県三戸郡三戸町大字川守田字沖中地内
- 2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり、法第二十条各号

の要件を全て充足すると認められるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、起業者が、三戸都市計画区域の第一種住居地域及び第二種住居地域において、町営住宅四十戸及び地域優良賃貸住宅（子育て世帯向け住宅）十戸の合計五十戸の団地である（仮称）まちなか第一団地を整備する事業である。

これは、法第三条第三十号に掲げる事業に関するものに該当する。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体及び地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第六十号）第二条第一号に規定する事業主体として、三戸町公営住宅等長寿命化計画に基づき、本件事業を実施することとしているものである。

また、本件事業に必要な予算については、既に三戸町議会において予算案が可決されており、本件事業を施行するための予算措置が講じられている。

よって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 得られる公共の利益

起業者が管理する町営住宅は、昭和三十年代から四十五年度までに建設された一七五戸、平成十一年度及び十二年度に建設された冷水団地十四戸及び平成十四年度に建設された西松原第三団地十二戸の合計二〇一戸となっている。起業者は、西松原第三団地を建設して以来財政難から建替えを実施できておらず、老朽化した住宅の解体及び破損箇所や不具合等の修繕の対応に追われており、早急な整備が求められている。

これを受け、起業者では、三戸町公営住宅等長寿命化計画を改定し、傾斜地に立地し、かつ、昭和三十年代から四十五年度までに建設された木造及び簡易耐火構造の八団地、一七三戸について、集約によるコンパクト化、傾斜地から平地への移転による入居者の負担軽減、世代の多様化・定住化等に資するよう、（仮称）まちなか第一団地として町営住宅四十戸及び地域優良賃貸住宅（子育て世帯向け住宅）十戸の合計五十戸を新規整備することとしたものである。

本件事業が完成すれば、青森県住生活基本計画の基本的施策の目標一の成果指標「子育て世帯（十八歳未満が含まれる世帯）における誘導居住面積水準達成率」及び目標二の成果指標「最低居住面積水準未達を早期に解消」を達成する見込みであり、住民の生活利便性が向上し、住民福祉の向上が図られるものである。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）による環境影響評価を行わなければならない事業には該当しないものである。

その上で、工事の施行に当たっては低騒音型・排出ガス対策型の重機を使用し、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）及び振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）などの関係法令を遵守し、生活環境に与える影響に配慮するものである。

また、青森県自然環境情報図（平成七年環境庁）によると、起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により指定された希少野生動植物種は、確認されなかった。

加えて、起業者が青森県遺跡地図（令和四年六月二十日現在）により起業地周辺の埋蔵文化財の有無を確認し、三戸町教育委員会と協議を行った結果、起業地周辺は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の周知の埋蔵文化財包蔵地ではなかった。

(三) 起業地選定の合理性

起業者は、起業地の選定に当たっては、第一案（起業地）、第二案及び第三案の三つの候補地を検討している。

第一案の候補地は、支障となる物件として住家一棟と非住家五棟があり、買収費用及び移転補償費が必要となるものの、周辺には商業施設や三戸中央病院に近く、路線バス及びコミュニティバスの停留所からの距離も六十メートルと近く、生活利便性が確保されている。当該候補地に隣接して生活基盤施設（電気、水道、下水道、通信）は既に整備がされており、これらについて当該候補地内への引き込みも容易となっている。

また、当該候補地は、想定最大規模における洪水浸水想定区域で、浸水した場合に想定される水深は〇・五から三・〇メートルとなっているところ、周辺の住宅に配慮した地盤の高さとするためには一メートル程度の盛土が必要であ

る。しかしながら、当該候補地は隣接する河川に比して五メートル高いところに位置しており、当該候補地の北側は洪水浸水想定区域に指定されていないため安全に避難することができるものである。

その上で、当該候補地とした場合の全体事業費は、第二案及び第三案に比して最も経済的に有利となっている。

第二案の候補地については、路線バス及びコミュニティバスの停留所からの距離は二百四十メートルではあるものの、三戸中央病院までの距離は遠くなく、生活利便性は第一案の候補地に劣るものである。また、生活基盤施設のうち、下水道は整備がされていない。

加えて、用地は全て買取する必要があるが、約八割が宅地となっていることから用地購入費が高額となるなど全体事業費も第一案の候補地に比して経済的に劣るものである。

第三案の候補地については、コミュニティバスの停留所からの距離は六十メートルではあるものの路線バスは通っておらず、三戸中央病院までの距離は遠くなく、生活利便性は第一案の候補地に劣るものである。また、生活基盤施設のうち、下水道は整備がされていない。

加えて、当該候補地の半分以上が道路から一メートル程度低い畑であり、盛り土が必要であるなど全体事業費も第一案の候補地に比して経済的に劣るものである。

よって、第一案の候補地が社会的条件、経済的条件に優れているものと認められる。

(四) 法第二十条第三号の要件該当性

(一)の得られる公共の利益と(二)の失われる利益とを比較すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。また、(三)のとおり当該候補地を起業地とすることについても合理性が認められる。

よって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により、青森県住生活基本計画の成果指標が二項目達成する見込みであり、入居者ニーズに対応した町営住宅の建設により住民福祉の向上が図られることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと判断される。

五 本件事業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、一時的利用に供されるものは存しないため、使用の手段にはなじまないことから、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると判断されることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
三戸町役場建設課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭